

令和2年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和3年2月8日(月)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(9名)

2番	羽根井 直子	3番	鈴木 孝徳
4番	三須 健行	7番	江川 昌子
11番	兼坂 仁	12番	牛 玖良一
13番	眞野 文雄	14番	石渡 文久
15番	石田 和久(議長)		

4 欠席委員(6名)

1番	林 重孝	5番	梅澤 孝雄
6番	三門 増雄	8番	長澤 正昭
9番	足立 正道	10番	山崎 宏

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主査補 飯 田 啓 市

主任主事 今 川 大 輔

◎開 会

午後 2時30分開議

○議長 皆さま、ご苦労さまです。

本来なら、緊急事態宣言が終了するはずだったのですが、1ヶ月延長ということで、今回の総会は、全員の出席を控え、過半数以上での総会とさせていただきます。

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の総会は、コロナウイルス感染症予防対策としまして、全委員の出席を控え、出席委員を減じての開催としております。

新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、本日の総会も、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、3月9日(火)に開催を予定していますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 それでは会議を始めます。

只今の出席委員は9名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第12回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、2番「羽根井 直子委員」議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～3ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項～第6項及び第8項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第7項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明申し上げます。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項に

については、石渡委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（石渡委員退席）——

○議長 それでは石渡委員が退席しましたので、羽根井委員より調査報告をお願いいたします。

———（羽根井委員報告）———

○羽根井委員 議席番号2番羽根井です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者は、農業委員の石渡さんです。

義務者の■■■■さんより、購入してほしい旨の打診を受け、自作地の隣接地で耕作に便利のため購入する事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

石渡委員を入室させて下さい。

———（石渡委員入室）———

○議長 続きまして、第2項の実態調査については、石渡委員より調査報告をお願いいたします。

———（石渡委員報告）———

○石渡委員 議席番号14番石渡です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を所有しており、義務者の■■■■さんより、購入してほしい旨の打診を受け、自作地の隣接と一体的に利用できるため購入する事となったそうです。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項の実態調査については、江川委員より調査報告をお願いいたします。

———（江川委員報告）———

○江川委員 議席番号7番江川です。議案第1号第3項の調査報告をいたします。

第3項の申請地については、既に、権利者の■■■さんが耕作しており、義務者の■■■さんより、購入してほしい旨の相談を受け、購入する事となったそうです。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、第4項の実態調査については、江川委員より調査報告をお願いいたします。

———（江川委員報告）———

○江川委員 議席番号7番江川です。議案第1号第4項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、相続により申請地を取得し、農業者ではありません。

元、農地利用最適化推進委員の■■■■さんに、所有地の購入者を、探してほしいと、お願いしていたところ、申請地の隣接地を所有している、岸さんが購入してくれる事となったそうです。

問題はないと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項の実態調査については、江川委員より調査報告をお願いいたします。

———（江川委員報告）———

○江川委員 議席番号7番江川です。議案第1号第5項の調査報告をいたします。

義務者は第4項と同じ、■■■■さんでございます。

第4項と同様に、元、農地利用最適化推進委員の■■■■さんに、所有地の購入者を、探してほしいと、お願いしていたところ、申請地の隣接地を所有している、■■■■さん、自ら、購入してくれる事となったそうです。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。

続きまして、第6項の実態調査については、江川委員より調査報告をお願いいたします。

———（江川委員報告）———

○議長 議席番号7番江川です。議案第1号第6項の調査報告をいたします。

権利者の、■■■■さんは、■■■■に住んでおり、申請地の隣接や近隣を、約7ヘクタール耕作をしています。

申請地については、以前から耕作をしており、耕作に便利な為、購入する事となったそうです。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第6項は、許可と決しました。

続きまして、第7項の実態調査については、牛玖委員より調査報告をお願いいたします。

————（牛玖委員報告）————

○牛玖委員 議席番号12番牛玖です。議案第1号第7項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、肉牛の育成農家です。

申請地の近隣の畑で、牛の飼料用作物を栽培しております。

義務者の■■■■さんは、元は、乳牛農家でしたが、旦那さんが亡くなり、現在は乳牛の育成を行っておりません。

■■さんは、85歳と高齢で、農業の継続は出来ないので、同業者の、■■さんに、申請地を買ってもらったそうです。問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第7項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第7項は、許可と決しました。

続きまして、第8項の実態調査については、眞野委員より調査報告をお願いいたします。

————（眞野委員報告）————

○眞野委員 議席番号13番眞野です。議案第1号第8項の調査報告をいたします。

権利者の■■さんは、申請地の隣接地や近隣を所有しており、地主の■■■■さんより、購入してほしい旨の打診があり、購入する事となったそうです。

問題はないと思われまますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、議案第1号第8項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第8項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

———（事務局長説明）———

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、■■■■■■■■■■が、隣接する、老人福祉施設用の駐車場及び進入路用地として、■■の畑2,298.15㎡を、転用しようとするものでございます。

申請地は、住宅地に囲まれた小規模な農地で、第2種農地と思われま

す。計画としましては、普通自動車、28台分及び、駐車場への進入路を整備するものでございます。

敷地内は砂利敷とするもので、雨水については自然浸透するものと思われま

す。続きまして、第2項及び第3項は、公益社団法人佐倉市観光協会が、佐倉チューリップフェスタの来場者用の臨時駐車場として、角来の水田、5,196㎡を令和3年3月6日～5月9日の、約2か月の期間、一時転用しようとするものでござい

ます。申請地は、佐倉ふるさと広場の反対側で農業振興地域内の農用地区域でござい

ます。計画といたしましては、チューリップフェスタの来客用の駐車場、240台分を整備するものでございます。また、申請地は、転圧のみで使用する予定でござい

す。

尚、第2項及び第3項につきましては、2月16日（火）開催の、一般社団法人千葉県農業会議の、常設審議委員会案件となっております。

こちらは、ウェブ開催で予定されております。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項について、審議をいたします。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号13番眞野です。老人ホームですが、駐車場が2～3台分しかなくて、それで、車の利用者が多く、どうしても必要という事だそうです。申請地の畑は、現在何も作付けはされていません。以前は、栗を作っていましたが、今は、草刈等の管理だけです。そのような事なので、よろしく申し上げます。

———（発言者なし）———

○議長 他に何かありますか、ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第2項及び第3項について、審議いたします。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第2項及び第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第2項及び第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定について、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局長説明）———

◎議案第3号・第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第3号 令和2年度第1次農用地利用集積計画の決定につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、30件、57筆、地積68,527㎡でございます。

詳細でございますが、議案の6ページ～11ページをお願いいたします。

申請番号1番～13番、15番～20番については農業経営規模拡大のため、

申請番号14番及び21番については農業経営安定のため、22番～23番は新規就農のため、24番～27番は佐倉市に新規参入するため、28番～30番については農地中間管理事業活用のため、期間は、1年～10年を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

ここで、申請番号22番～27番について、補足説明をさせていただきます。

総会議案書と一緒に、配布させていただいております、新規就農者・新規参入者の概要をご覧ください。

申請番号22番及び23番につきましても、ワイン用のブドウ栽培として、■■■と■■■の畑を利用して、新規就農するものでございます。

内容は記載のとおりですが、就農者は、試験的に、2年程前から、ブドウ栽培を行っており、収穫をしたブドウを利用して、ワインを生成し、研修先のワイナリーに試飲をお願いし、上々の評価を得たとの事です。

裏面になります、申請番号24番～27番については、農業法人が、■■■の畑を利用して、ブルーベリー及びハーブ栽培として、農業部門に新規参入するものでございます。

代表取締役の■氏は、補足資料のとおり、■■■■■■■■の■■■■■■■■ファームにおいて、栽培技術研修を、行っております。

役員の■■氏は、■■■の農業者であり、当該法人の、営農指導及び農業従事を中心に行うものでございます。

将来は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■沿いという、立地条件を活かしまして、観光農園、ブルーベリーの収穫体験等を検討しております。

続きまして、議案の12ページ～14ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、■■■の1農業者が、■■■の畑1筆、8,123㎡を、市内の1農業者が、■■■の水田2筆、2,013㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

——（農政課着席）——

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。
自己紹介をお願いいたします。

———（農政課あいさつ）———

○農政課 春田 農政課の春田と申します。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

議案第3号、申請番号12番については、石渡委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

——（石渡委員退席）——

○議長 それでは石渡委員が退席しましたので、審議を行います。

議案第3号及び議案第4号について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号13番眞野です。新規参入者のブルーベリー栽培は、養液栽培でしょうか。

○議長 農政課 春田さん。

○農政課 春田 ポット栽培で、そこに管を通して、養液を流すという栽培方法でございます。

○議長 眞野委員よろしいですか。

○眞野委員 はい。

○議長 他に何かございますか。鈴木委員

○鈴木委員 議席番号3番鈴木です。申請番号24番、25番の■■■■■■■■さんですが、畑の賃借料が、他の畑の賃借料より高いようですが、何か、理由があるのですかと言うのが一点、申請番号25番と26番では面積が違いますが、面積が小さい方が、賃借料が高いのは、同じ方から借りているのに、なぜでしょうか。

○議長 農政課 春田さん。

○農政課 春田 現状では、はっきりとした回答はできないのですが、おそらくですが、将来観光農園として利用するとの事で、多用途利用するために、賃借料が高いと思います。念のため、確認しておきます。

○議長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○議長 他に何かありますか。江川委員。

○江川委員 議席番号7番江川です。■■■■■■■■さんが、今度新規参入される近くなんですが、■■■に面して、ブルーベリーのポットを置いて準備をされていますが、今後も、ブルーベリーだけの栽培を考えられているのでしょうか。

○議長 農政課 春田さん。

○農政課 春田 ブルーベリーとハーブの栽培を行う予定で、将来観光農園と直売

所を行う予定だそうです。

○議長 江川委員、よろしいですか。

○江川委員 はい。

○議長 他に何かありますか。ございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いいたします。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。

最初に、議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号について、承認と決しました。

石渡委員を入場させて下さい。

———（石渡委員入場）———

○議長 続きまして、議案第4号について採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の15ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページ～17ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

雑種地として地目変更申請のあったもの、5件、7筆、山林として地目変更申請のあったもの、1件、4筆、宅地として地目変更申請のあったもの、2件、3筆でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

利用権設定期間存続中でございますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、2件、4筆でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の合意による解約についてでございます。

農地法第3条により、賃貸借権を結んでおりますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、1件、1筆でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、1件、29筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第12回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===